

目 次

はじめに

1. 計画策定の背景と意義…………… 3
2. 計画の策定体制と経過…………… 5

第1章 大洲市の歴史的背景

1. 大洲市の位置…………… 8
2. 自然的環境…………… 8
3. 社会的環境…………… 12
4. 歴史と文化…………… 15
5. 指定文化財の名称と種別、分布状況…………… 34

第2章 大洲市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 大洲市の維持向上すべき歴史的風致…………… 49
2. 大洲市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題…………… 93
3. 既定計画のまちづくり方針との関連性…………… 96
4. 大洲市の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針……………102
5. 計画の推進体制……………104

第3章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の設定の考え方と位置……………105
2. 重点区域の範囲……………106
3. 重点区域の名称及び面積……………106
4. 重点区域における歴史的風致の維持及び向上の効果……………110
5. 良好な景観形成に関する施策等との連携……………110

第4章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 大洲市全体に関する事項……………119
2. 重点区域に関する事項……………124

第5章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方…129
2. 歴史的風致の維持及び向上に資する事業……………131

第6章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 指定における基本的な考え方	142
2. 指定の方針	142
3. 指定候補	143
第7章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	
1. 管理の指針の基本事項	149
2. 個別の事項	149
3. 届出不要の行為	150
参考資料	151
参考文献	169

大洲市歴史的風致維持向上計画

計画名称：大洲市歴史的風致維持向上計画

事業主体：大洲市

計画期間：平成 24 年度～33 年度

はじめに

1. 計画策定の背景と意義

四国西南部に位置する大洲のまちは、豊かな歴史と自然に抱かれた風光明媚な土地柄で、その中央を流れる県下随一の清流^{ひじかわ}肱川がもたらす肥沃な土壌を活かした農業を中心に発展した。昭和 29 年(1954)には 10 カ町村が合併して大洲町から旧大洲市へと移行し、また、平成 17 年(2005)1 月 11 日には旧大洲市と肱川流域の 3 カ町村（長浜町、肱川町、河辺村）とが合併し新大洲市が誕生した。

大洲市の中心市街地を形成する^{こうなん}肱南地区は、近世に整備された城下町としての風情を残す地域でもある。その西端に大洲城跡があり、この城跡から東に延びる形で短冊状の町割りが形成され、道筋は当時のままにほぼ失われることなくその姿を残し、かつての町人町の町並みと相まって独特の風情や情緒を感じ取ることのできる環境にある。その町並みを構成する建物の多くは、この地域が「木蠟」、「製糸」、「舟運」で隆盛を極めた明治から大正時代に建てられたもので、その中には、明治時代に急速に進められた西洋化の世相を代表する「旧大洲商業銀行本店（現 おおず赤煉瓦館）」がある。明治 34 年(1901)の建築で擬洋風建築としては県内に現存する数少ない煉瓦建造物である。また、城下町が肱川につき当たる東の端には^{かぐらやま}神楽山をいただき、肱川の豊かな水と富士山の緑を借景に「日本の伝統建築・工芸」の粋を集めて建築された「^{がりゅうさんそう}臥龍山荘」が文化財としてその姿を今に留めている。この山荘が建てられたのも赤煉瓦館とほぼ同時期のことである。

このような歴史的な市街地環境の中で、その風土が育んできた歴史と文化を反映した伝統行事などの人々の活動が受け継がれ、大洲市特有の歴史的風致を形成してきた。しかしながら、昭和 50 年(1975)代以降はモータリーゼーションへの対応の立ち遅れ等から商業地としての中心市街地の衰退が著しく、高齢化や空洞化が急速に進行しつつあり、この歴史的環境を維持していく上で我々に警鐘を鳴らす事案も多数発生している。

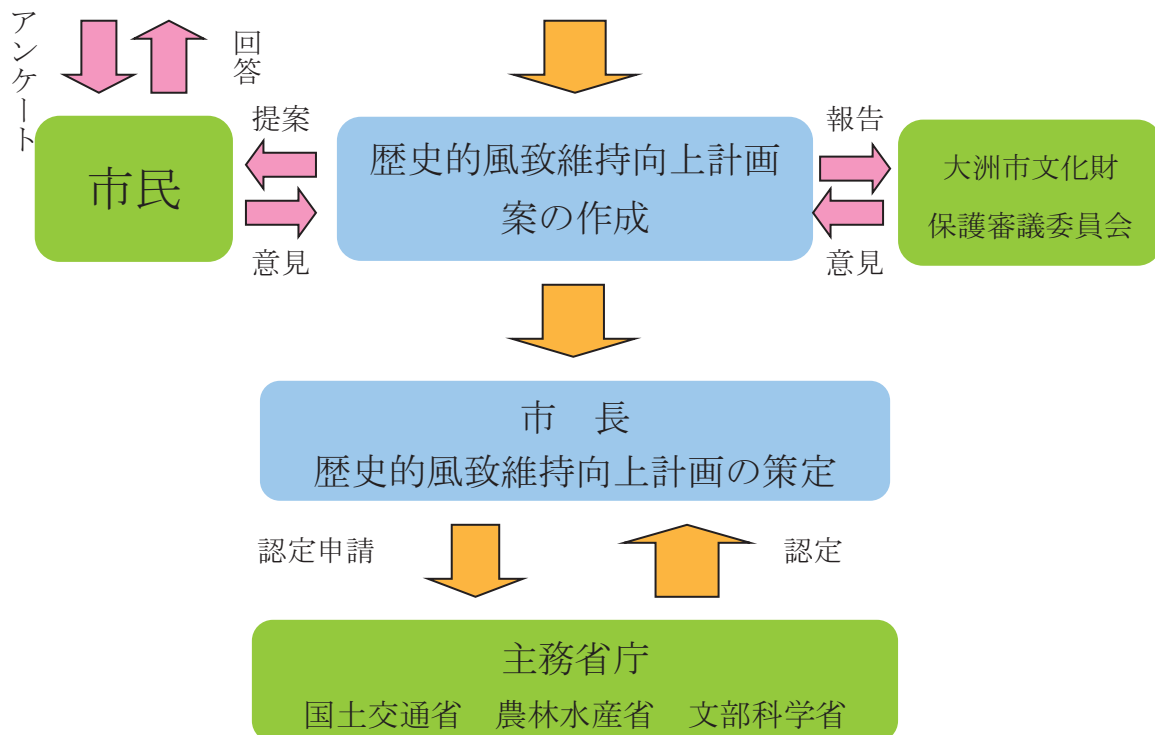
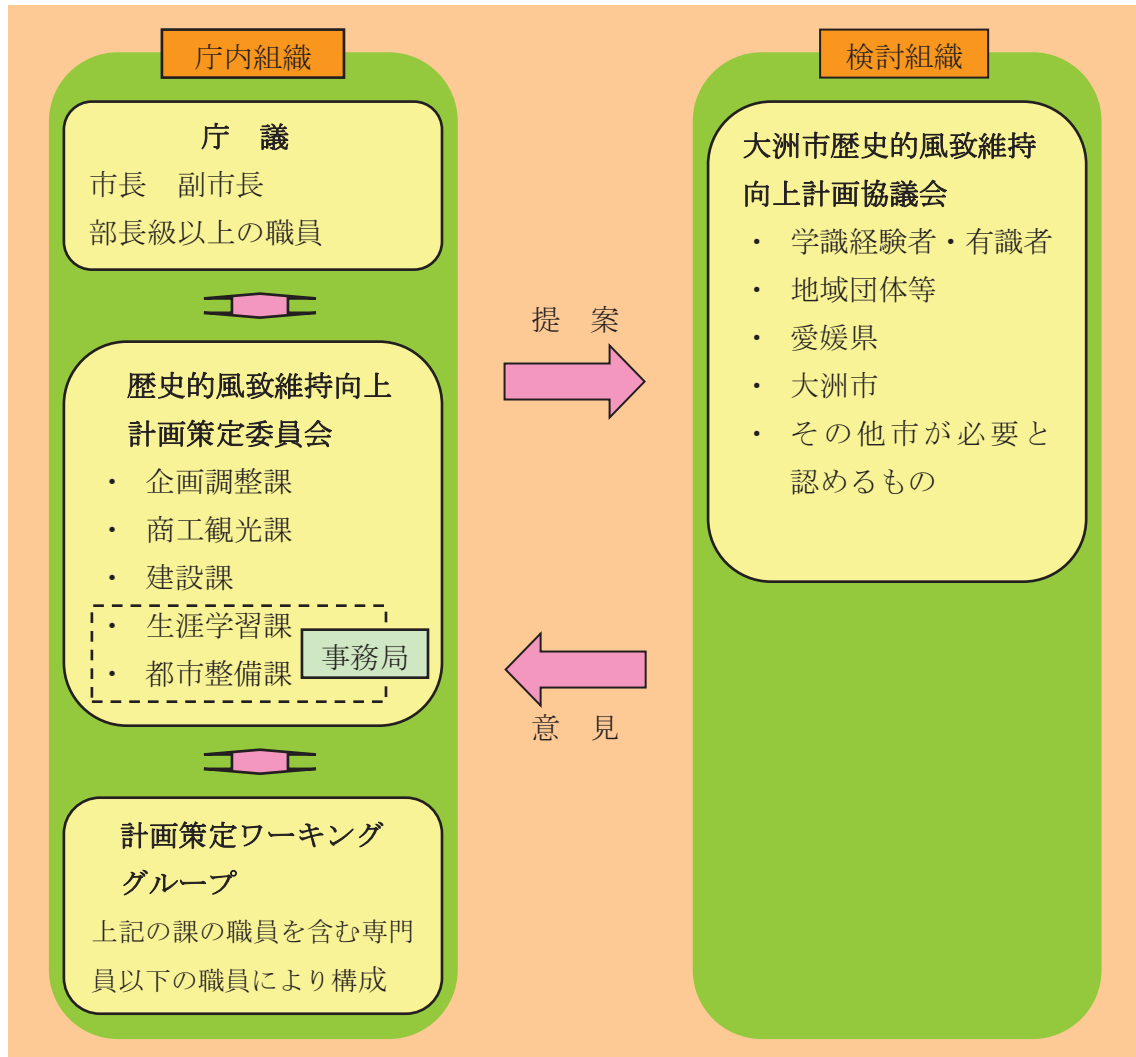
このため、大洲市では、こうした固有の歴史的風致の維持・向上を目指し、平成 11 年(1999)からは、おはなはん通り周辺の伝統的な町並みを保全する

ための外観整備に係る補助制度をスタートした。平成 16 年(2004)には大洲城天守閣(4 層 4 階)と多聞櫓とを豊富な歴史資料を基に完全木造で復元し、約 120 年ぶりにその雄姿を甦らせるなど、様々な事業に取り組んできた。そして、歴史的景観や環境への市民意識が高まりつつある中、大洲の風土が育んできた「良好な景観」を適正に保全し次代へと継承していくために、平成 21 年(2009)3 月に大洲市景観計画を策定し、同年 7 月 1 日から施行した。

こうした景観行政の拡充が文化財保護担当部局とまちづくり担当部局との距離を縮めることになったが、大洲市の歴史まちづくりにおける開発と保存の施策の融合はまだ緒についたばかりである。そのような中、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(以下、「歴史まちづくり法」という。)の趣旨に鑑み、文化財保護担当部局とまちづくり担当部局とが連携し、「大洲市歴史的風致維持向上計画」を作成して、貴重な資産である歴史的風致を維持・向上していくための事業を積極的に実施し、文化財や歴史的景観を活かしたまちづくりの推進を図ることとした。

2. 計画の策定体制と経過

(1) 計画の策定体制と流れ



(2) 大洲市歴史的風致維持向上計画協議会

本計画を策定するにあたり、下記のメンバーにて構成する「大洲市歴史的風致維持向上計画協議会」を組織し、庁内組織にて作成を行った素案・原案について、協議・調整を行った。

役 職	所 属	備 考
会 長	大洲市文化財保護審議委員会 委員	学識経験者・有識者
副会長	大洲市都市計画審議会委員	学識経験者・有識者
委 員	北海道大学 観光学高等研究センター 教授	学識経験者・有識者
委 員	肱南区長会副会長	地域におけるコミュニティ 団体
委 員	大洲史談会顧問	歴史・風土・まちづくりに 関連する団体
委 員	愛媛県教育委員会管理部 文化財保護課埋蔵文化財係長	愛媛県教育委員会
委 員	愛媛県南予地方局八幡浜土木事務所 建設企画課長	愛媛県まちづくり担当部局
委 員	大洲市建設部長	市職員
委 員	大洲市教育部長	市職員

(3) 計画策定経過

本計画の策定経過は次のとおりである。

- 平成 21 年 7 月 31 日
大洲市歴史的風致維持向上計画協議会設置要綱の制定
大洲市歴史的風致維持向上計画策定委員会設置要綱の制定
- 平成 21 年 9 月 7 日
大洲市歴史的風致維持向上計画協議会（第 1 回）並びに
大洲市歴史的風致維持向上計画策定委員会（第 1 回）合同会の開催
- 平成 21 年 12 月 17 日
大洲市歴史的風致維持向上計画策定委員会（第 2 回）の開催
- 平成 21 年 12 月 21 日
大洲市歴史的風致維持向上計画協議会（第 2 回）の開催
- 平成 22 年 6 月 21 日
大洲市歴史的風致維持向上計画策定委員会（第 3 回）の開催
- 平成 22 年 6 月 23 日
大洲市歴史的風致維持向上計画協議会（第 3 回）の開催
- 平成 23 年 5 月 23 日
大洲市歴史的風致維持向上計画協議会（第 4 回）の開催
- 平成 23 年 8 月 18 日
大洲市歴史的風致維持向上計画策定委員会（第 4 回）の開催
- 平成 23 年 8 月 25 日
大洲市歴史的風致維持向上計画協議会（第 5 回）の開催
- 平成 23 年 9 月 5 日～平成 23 年 10 月 4 日
パブリックコメントの実施
- 平成 24 年 1 月 5 日
庁議による最終案の決定
- 平成 24 年 2 月 6 日
大洲市歴史的風致維持向上計画の認定申請
- 平成 24 年 3 月 5 日
大洲市歴史的風致維持向上計画の認定
- 平成 25 年 11 月 20 日
大洲市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更の届出
- 平成 26 年 12 月 3 日
大洲市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更の届出
- 平成 29 年 3 月 22 日
大洲市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更の届出
- 平成 31 年 3 月 29 日
大洲市歴史的風致維持向上計画の変更認定